

女性活躍推進法に関する一般事業主行動計画

佐原信用金庫

女性がその個性と能力を十分に発揮し、さまざまな分野で活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1： 営業店の融資係（審査事務）及び営業推進係に占める女性職員比率を令和2年度末の6%から令和7年度末には20%以上とする。

〈取組内容・実施時期〉

令和4年4月～・新規学卒入庫者男女同一の人材育成プログラムの施行

4月・既入庫女性職員への行動計画説明会開催

6月～・既入庫女性職員への融資係（審査事務）、営業推進係希望を含めた人事ヒアリング（毎年1回は実施）

10月・既入庫女性職員への営業推進係等の発令、研修、OJT

令和5年4月・女性職員への営業推進係等の発令、研修、OJT

令和6年4月・女性職員への営業推進係等の発令、研修、OJT

令和7年4月・女性職員への営業推進係等の発令、研修、OJT

目標2： 1人あたり月間所定外労働時間を5時間未満とする。

〈取組内容・実施時期〉

令和4年4月～・所定外労働抑制への啓発（随時）

・所属長に対する定期的な超勤状況のフィードバック（毎月）

目標3： 1人あたり年次有給休暇の取得日数を10日以上とする。

〈取組内容・実施時期〉

令和4年4月～・リフレッシュ休暇の有効活用等の指導、啓発（随時）

・所属長に対する定期的な年次有給休暇取得状況のフィードバック（毎月）